

◎新潟県告示第600号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援 放課後等デイサービス	つばめ療育館 親子館	燕市勘新985番2	株式会社Noseつばめ療育館	平成30年5月1日
児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室「きらり」 三条校	三条市興野3丁目21番30号	株式会社クラ・ゼミ	平成30年5月1日
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援事業所 成軌	長岡市川崎3-2431-2	株式会社花開	平成30年5月1日
放課後等デイサービス	きら	上越市石橋2丁目10番地12号	社会福祉法人みんな でいきる	平成30年5月7日